

令和３年第４回笠松町議会定例会会議録（第３号）

令和３年12月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

- １．本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	6 番	田 島 清 美
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

- １．本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

- １．地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
福祉子ども課長	花 村 定 行
健康介護課長	今 枝 貴 子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第3号）

令和3年12月15日（水曜日） 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 第82号議案 | 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第2 | 第74号議案 | 笠松町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する
条例について |
| 日程第3 | 第75号議案 | 笠松町こども館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 第76号議案 | 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 第77号議案 | 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第6 | 第78号議案 | 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい
て |
| 日程第7 | 第79号議案 | 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第8 | 第80号議案 | 令和3年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）について |

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第82号議案から日程第8 第80号議案までについて

○議長（田島清美君） 日程第1、第82号議案から日程第8、第80号議案までの8議案を一括として議題といたします。

第82号議案の提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

本日追加提出させていただきました案件は、令和3年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について、以上1件の案件であります。

詳細につきましては、副町長より説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田島清美君） 副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

追加議案をお開きいただきたいと思います。

1ページの第82号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

昨日御協議させていただきましたが、その分を追加しましたので、補正額は5億7,104万円となっております。

大きく3つの補正がございまして、5ページの歳出のところをお開きいただきたいと思います。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。これは1つ目の補正でございまして、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給するに当たり、必要経費を合計で2億3,254万円計上させていただきました。職員の時間外、そして需用費として消耗品費、印刷製本費、役務費の通信運搬費、こちらは対象者との事務手続の経費であります。事業の案内をして確認書を送りますので、それを返信していただく費用、そして再案内する通知等の費用が組み込まれております。

手数料は、口座振替の手数料でございます。

そして、これは急な仕事でございますので、人員不足でありまして、委託料として人材派遣の委託料を計上しております。受付、それから入力に1人ずつの派遣職員を委託する予定であ

ります。

システム改修料は、情報センターへの委託料でございます。

そして、負担金補助及び交付金でございますが、こちらは住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金で、2億2,920万円であります。一応2月の振込の予定であります、場合によっては3月、年度内の振込になる予定でございます。

令和3年12月10日現在の非課税世帯2,142世帯と、それから令和3年1月以降の家計急変世帯を一応150世帯見込んでおります。こちらはコロナウイルスの影響を受けて、先ほどの非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯で、今後広報、ホームページ、LINE等で周知して、申請をしていただくという方法を取る予定であります。

財源につきましては、全額国庫補助金であります。

それから、2つ目の補正は、その下にございますが、寄附金がございましたので、社会福祉基金に積み立てるため、3万円の補正を行っております。笠松町の日本赤十字奉仕団の下羽栗分団から12月6日に寄附がございましたので、これを積み立てるものであります。

それから、3つ目の補正でございますが、これは昨日議員さん方と協議させていただいたので、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金を支給するに当たり、必要経費を合計で3億3,847万円計上させていただくものでございます。

もう既に13日に5万円の先行給付分をお支払いするという事で案内を出してしまっていますので、この金額の変更通知等の費用が役務費で計上されております。

それから、負担金補助及び交付金ですが、こちらは子育て世帯への臨時特別給付金でございます、4つの分類に分かれております。詳しくはもう既にホームページでアップされておりますので、後ほど御覧いただければいいんですが、支給対象児童は、令和3年9月分の児童手当支給対象であります。

そして、高校生相当児童、こちらは申請していただかなければなりませんが、高校生に限らず、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、父母のそれぞれの所得がいずれも児童手当の所得制限限度額未満である方を言います。なお、高校等への在学、就職またはアルバイト収入の有無の状況は不問であります。ただし、結婚されている場合は対象外となります。

それから、これは申請が必要ありませんが、これから生まれる方ですね、年度内に、一応72人を予定しておりますが、こちらは児童手当の申請だけはしていただく必要があります。給付金の申請は不要であります。

そして、公務員の方の世帯の関係ですが、通常は官公庁から支給されますが、今回は自治体からの給付になりますので、公務員世帯については申請をしていただく必要があります。一応

209人を予定しております。合計では3,380人を予定しております。

なお、この事業については、事務的に進めておきたいとの判断で、あらかじめ予備費で時間外勤務手当、通信運搬費、システムの改修等を146万7,000円、予備費で対応させていただいております。

今回のこの事業の財源につきましては、全て国庫補助金で対応いたします。

なお、昨日もちっとお話ししましたが、5万円分は12月22日に入金されます。残る分は町の基金等で立替えということになります。12月28日に振込の予定であります。

なお、年収の960万円の所得制限がございますが、町単での所得制限撤廃といった手続はいたしません。

それから、今回の補正に伴い、財源に充てていました財政調整基金繰入れを146万7,000円減額させていただきます。

それから、3ページにお戻りいただきたいんですが、第2表の債務負担行為の追加を行っております。

内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、期間は令和4年度、総額では266万1,000円でありまして、内容的には3つございまして、1つは自動車運転管理業務委託料44万4,000円ですが、こちらは接種会場への移動手段として、日・祝日の運行を2時間に1便から平日と同様に1時間1便として運行するため、4月と5月分の日・祝日分、13日分を追加させていただきました。

そして、公用車の賃借料として195万1,000円、これは3回目ワクチンの接種事業に向けて車両2台を、軽自動車ですが、2台新たにリースするため、この設定をさせていただきました。現在も2台リースで借りておりますが、それにつきましては来年度購入する予定であります。

それから、ワクチン接種会場タクシー乗車補助金として26万6,000円、こちらは接種会場への移動手段として、クーポン券を皆さんに往復お渡しして利用していただくということの内容であります。

以上、追加させていただいた内容でございますが、執行に当たっては、国からの補助金の歳入状況等を的確に見極め、町財政の負担ができるだけ少なくなるよう、一方では、町民の皆さんに納得いただけるスケジュールで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。ただいま提案の第82号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案につきましては、さきに提案されております議

案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことに決しました。

第74号議案 笠松町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 笠松町こども館条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

第76号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） この条例の中で40万4,000円から40万8,000円、これは国保の中のお産されたときのお祝い金の中身だったと思いますけれど、40万4,000円が40万8,000円になりましたが、この4,000円上がったところは何の理由かを説明してください。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず資料のほうの2ページを御覧ください。

こちらが新旧対照表となっておりますが、この中で出産育児一時金として、現在40万4,000円を支給するとなっております。それが、新たに40万8,000円の支給に改正をするというもの

ですが、この下の、そこをずっと読んでいただきますと、この第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するという文章があります。こちらのほうが、この3万円を上限としてというところで、産科医療補償制度といいまして、分娩に関連して重度の脳性麻痺になったお子さんとかその家族に対しての経済的負担の補償ということで、掛金があるんですけれども、その掛金が現在1万6,000円となっております。

現在、40万4,000円と1万6,000円を足した42万円が国保の加入者の分娩される方に出産育児一時金等としてお支払いをさせていただいております。こちらが、この出産育児一時金が40万8,000円になるんですけれども、この産科医療補償制度というものが1万6,000円から見直しがされまして1万2,000円になります。そうしますと、もともと40万4,000円に1万2,000円を足しますと41万6,000円になりますので、差が4,000円出てきます。それを出産育児一時金のほうに加算をするということで、今回この出産育児一時金のところを40万4,000円から40万8,000円に改正させていただきます。

なお、その下のところの3万円を上限にというところは、規則でうたっておりますので、規則をまた後ほど改正する予定です。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この国保の出産育児一時金として42万円だったんですが、その点では、総計では42万円、変わらないというふうに考えていいですか。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

はい。変わらず42万円となります。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

第77号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） それでは、22ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の中の第2目の予防費に関連する中で質問をさせていただきます。

まずオミクロンと言われる新種のコロナが大変、何とか来ないようにと思っていますけれども、取りあえず対応していくことにもなると思いますが、この検査、オミクロンについての、笠松町民で出た場合のことになるんですが、その他周りについての裁定は陽性陰性あると思いますが、同時に集まった中でなど、かかった場合、何人か一緒に出てきておるようだけれども、これの検査というのについては何も考えていられないのかどうなのか、特にこれまでのところのワクチンなども、予防のために2回はやれ、3回目が1月から行われるということですが、ワクチンの打てない事情の人たちについての予防については何か考えることが必要にも思いますが、どのように考えていらっしゃいますか、お尋ねします。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まずオミクロン株の検査につきましては、今まで同様に、自覚症状、発熱があるとか、風邪症状があるとかという方につきましては、まず医療機関を受診していただきまして、そこでPCR検査をしていただくことになります。その先にオミクロン株なのかどうかというのは検査になりますので、まずそちらは医療機関のほうで検査ということで、町のほうでその検査をするということとはございません。

それから、ワクチンが打てない方の予防なんですけれども、打てない方につきましては、本来に一般的な予防しかできませんし、もし緊急事態宣言とかまん延防止とかが出た場合の、証明の代わりというか、PCR検査というものにつきましては、昨日一般質問で間宮議員からいただきましたけれども、県のほうでそういう方の検査というものを実施されていきますので、今それを準備している段階でございますので、そちらを周知していきたいと思っております。

基本的には、ワクチンを打たれても打たれなくても御自分で予防に努めていただく、基本的な予防をやっていただくということだと思っておりますので、その辺をまた周知していきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 何とかこのままで行ってほしいというような思いなんですけれども、けれどもまだ年明け、もっと向こうまで行くのかどうかも分かりませんが、患者になった人については国の補償の中で行われていくんですけれど、要するに感染があっても自分の体の関係でできない人たちに対しての予防対策というのはどこかで考えていかないといかんように思う

んですけど、全然今のところ、これについては何もない、心配しなくていいということでしょうか。または、そんな声はやれないでやらないわだけで、それからやりたくないという人もいましたよね、ワクチン。そんな人もあると思いますけれども、本当に打ちたくても打てない、予防ができない人たちというのは何とかしてあげないといかんような気がするんですけども、何も方法はないでしょうか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ワクチン接種に対して、打てない人、2つパターンがあると思います。

1つは自分の意思で打たないという方、そして今議員のおっしゃるようにアナフィラキシーがあるとか、あるいは実際がんを患った方とか、あるいはそういう免疫抑制剤を飲んでいる方は、注射を打っても、ワクチンを打っても効果がないと言われています。

もしそういった方が身近におられるのであれば、周りの方が、例えばワクチンを打っていただいて、いわゆる集団免疫をつくっていただく方法がありますし、またそういった方が、もしそうだとしたら、できるだけそういった人たちに対しては、常にマスクをして、会話も控えるというような、周りからやっぱりサポートしてあげないとこれはどうしようもないわけがあります。はっきり言って、その人に対して、ウイルスは目に見えないものですから、やはりふだんの生活の中で気を使ってあげる、そういった思いやりというのも一つですので、ワクチンをできる限り推奨しているという、国も自治体もしている背景にはそういった人たちへの配慮もあるということを御理解していただけたらありがたいなと思っています。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 何点かありますので、お願いします。

まず19ページのふるさと納税の関係なんですけど、ふるさと納税業務委託料で406万2,000円なんですけれども、これは全体として1億円を超えるみたいな話があったんですけども、今この業者をお願いしておるのか分かりませんが、そこへの委託料だと思うんですけども、その業者から注文をもらうといいますか、ふるさと納税されるのが何%ぐらいで、例えば笠松町へ直接ホームページを見て申込みされる方が何%ぐらいあるのか、いわゆる委託業者のそういったPRといいますか、そちらの効果がどのぐらいあるのかということがまず知りたいので、その辺のバランスもちょっと教えてください。

それから、次に20ページの民生費の社会福祉費の老人福祉費の中の地域密着型サービス等整備助成事業なんですけど、386万円、これは介護ロボットということでの説明があったんですけども、どういったものなのか、介護ロボットというのは。入浴で使う介護ロボットなのか、その辺ちょっと介護ロボットの、どういうものに使うのかということのロボットの説明をお願い

いします。

それから、次に21ページの障害福祉費で1億1,625万5,000円が計上されていますけれども、介護給付費だとか訓練等給付費が6,300万円とか4,200万円一気に出ているんですけれども、この時期に補正を組むものなのか、当初予算ではこれは出せなかったものなのか、これを今出したということについての説明をお願いしたいんですけれども。

それから、23ページ、土木費の公園費、サイクリングロード維持修繕工事請負費で163万8,000円なんですけれども、いわゆる大水で、特にうちの無動寺の前のサイクリングロードが欠けてきて、際まで欠けてきたということで、あそこを閉鎖して、今通行止めにしているんですけれども、それを仮に人工芝じゃなくて天然芝のサッカー場のほうに仮でやるということの説明、その工事費用だということで聞いておるんですけれども、今のあの状況からいって、国交省がいまだにまだ対応してくれませんけれども、もうあそこは使用不可能じゃないかということと思うんです。そうすると、今回は仮の工事費になるんですけれども、令和4年度にコースそのものをやっぱり見直しをして、正規なコースに変えないと、あのままではサイクリングロードを絶対使えないというふうに思いますので、まだサイクリングロードそのものも心配ですし、それから水防団の訓練をやる辺りも、あそこまでえぐられるんじゃないかという心配もしているんですけれども、そんなことで、やはり今のトンボ球場というんですかね、あそこよりも西側、北側に行かないととても不可能ではないかなと思いますが、その辺の考え方をちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、私は19ページ、第2款 総務費、第2項 企画費、第1目の企画総務費の中のふるさと納税の関係でお答えをさせていただきます。

議員さん言われた業者委託をして、どれだけの効果というか、どれくらいのその業者を通しての寄附があるかというお尋ねですが、実際今3社の委託業者にお願いをしておりますが、ほとんどですね、97%ほどはその委託業者のポータルサイトからの申込みということで、あとは郵便局の振込とか、直接現金で持ってこられる、窓口へ来られる方とかというふうな内訳になっております。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

私のほうからは、20ページの民生費、老人福祉費の中の地域密着型サービス等整備助成事業補助金のところで、介護ロボットについてお答えさせていただきます。

まずこの介護ロボットといいますのは、実際浴槽に入るときに、健康な方でしたら御自分で入ることができますが、なかなか足の御不自由な方とかが、車椅子からリフトキャリーというものに移乗して、そのリフトキャリーで浴槽のほうに移動して、そのまま昇降、下がって浴槽

に入るというリフトキャリーを今回購入されるということになります。それを一応介護ロボットということで今回出させていただきます。

それから、21ページの障害福祉費のほうですが、介護給付費、それから訓練等給付費ですけれども、こちらのほうは、予算を立てる、組ませていただくときには、前年度実績で組ませていただいております。こういうサービスを利用される方が年々増えておりまして、例えばその年の初めのほうで新たな方が見えますと、年間、毎月利用されますので、その分どうしてもこの給付費というのが増えてしまいますので、今回この12月の時期に補正のほうをさせていただきます。

○議長（田島清美君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 私のほうからは、23ページ、土木費の公園費、サイクリングロードに関する御質問でございますが、議員さん御指摘のとおり、浸食により今、一部が通行できない状況になっております。河川の浸食によるものですので、その工事に関してどのような対応をされるか国土交通省の木曽川上流河川事務所のほうに問合せをしておりますが、現在のところ特に何かする予定はないとは聞いておりますが、状況は把握をしておられて、それについての対応を検討しているというような回答をいただいております。

その状況によりまして、今後どのようなルート、今、仮設のルートで今回一部道路舗装などを出させていただきますが、そのルートも車との共有の道路になったりしますので、そういったことも含めて危険な部分も少なからずありますので、今後国土交通省の計画を見ながら、どのルートのほうを利用するかというのも検討を来年度以降していきたいというふうには考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、まずふるさと納税の関係の委託なんですけど、3社で97%、寄附してこられる方が97%、やっぱりそういった、その3社を通して寄附されるということなんですけれども、それは宣伝効果があるというふうに思いますが、それでこの委託料というのは、どのぐらいといいますか、何%というのがあるんですか。例えば5,000円寄附するとか1万円寄附することによって、その何%をその業者に支払うという、そういった何かそういう契約があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺のちょっと数字も教えてください。

それで、今回、当初は6,000万円ぐらいでしたかね、それが何か1億円ぐらいになったという話も聞いたんですが、そこももっと、私も9月議会で一般質問しましたときに言いましたように、10億円を目標をお願いをしたいということを言っておきましたが、それに向かってそういった委託業者も頑張っていただくこともあるし、それから前に町長がおっしゃってみえたよ

うに、笠松町からお返しする品がどんどん数が増えていって、それで選択する幅が広がったので、そういったもので人気を博したといいますか、増額の影響になったというふうにも聞いておりますが、そういったことの努力もお願いをしたいということもあります。

それで、業者への委託のパーセンテージを教えてください。

それから、障害者の介護の関係なんですけれども、当初予算では前年度実績で予算を組んだけれども、こういった介護の必要な方が年々増えてきて、今の時期に補正予算を組むということなんですけれども、今の時期に組んでもいいと思うんですけれども、それで支払いですね。こういった予算を組まないと支払いはできないわけですので、その支払いが、もう今12月ということは1年のうち4分の3終わってしまうわけですね。あともう3か月しかない、その間に支払い行為をしなきゃいかんわけなんですけれども、この時期でいいのか、もっと早めに、例えば9月議会だとか6月議会だとか、そういったときに補正をやっていく必要があるのかなあというふうに私は感じますが、その辺のスケジュール的なことでの問題はないのか、その辺もちょっとお聞かせください。

その2点お願いします。

○議長（田島清美君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） ふるさと納税の委託業者への率ということで、委託料ということになりますけど、寄附金額に応じまして、その業者といろいろ交渉をしましてその率が定まっております。その率につきましては、市町村によっていろいろ異なるということで、あまり公表が今できない状況でもありますので、後ほど伏屋議員さんにはお知らせをさせていただきたいと思いますので、御了承ください。お願いいたします。

○議長（田島清美君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

障害のほうの介護給付費等につきまして、6月や9月ではまだその年度の3か月、6か月が過ぎた時点でございますので、予算的にまだその時点では確保ができていう、それがこの12月になりますとほぼ9か月ぐらいがたちまして、また今後3月までのものも見込んで、今の予算と比較してどれぐらい不足しているかということで、この12月に組ませていただいております。スケジュール的にはこの段階で組ませていただくことによって、12月、それから3月までの分が支払いができるということを見込んでおります。

○議長（田島清美君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

第78号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

この際、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第79号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

第80号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許しま

す。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

第82号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（田島清美君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和3年第4回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和3年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和３年12月15日

議 長 田 島 清 美

議 員 長 野 恒 美

議 員 尾 関 俊 治